二十三　大分県条例第二十三条第一項の公告を経た環境影響評価書
二十四　大分県条例第二十五条第二項において準用する第二十三条第一項の公告を経た環境影響評価書
二十五　鹿児島県条例第二十四条の公告を経た環境影響評価書
二十六　仙台市条例第二十条の公告を経た環境影響評価書
二十七　さいたま市条例第二十二条の公告を経た環境影響評価書
二十八　川崎市条例第二十七条の公告を経た条例環境影響評価書
二十九　新潟市条例第二十六条の公告を経た環境影響評価書
三十　名古屋市条例第二十四条の告示を経た環境影響評価書
三十一　京都市条例第二十五条の公告を経た環境影響評価書
三十二　高槻市条例第二十六条の公告を経た環境影響評価書
三十三　枚方市条例第二十条第二項の告示を経た環境影響評価書
三十四　神戸市条例第二十二条第二項の公告を経た環境影響評価書
三十五　広島市条例第二十三条第一項の公告を経た環境影響評価書
三十六　大月町条例第二十三条の公告を経た環境影響評価書
三十七　福岡市条例第二十三条の公告を経た環境影響評価書

官　報　告

官　庁　事　項

国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、国家公安委員会・警察庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年４月９日

国家公安委員会委員長　松原　仁
警察庁長官　片桐　裕

第１編　総則

第１章　本計画の目的及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項及び第37条第１項（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第32条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、防災基本計画（昭和38年中央防災会議決定。平成14年修正）並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第６条第１項の規定に基づき、国家公安委員会及び警察庁が、その所掌事務につき、防災に関しとるべき措置及び地域防災計画（石油コンビナート等災害防止法第32条第１項に規定する特別防災区域については、同法第31条第１項に規定する石油コンビナート等防災計画。以下同じ。）の作成の基準となるべき事項を定め、もって災害警備に関する業務の推進を図ることを目的とする。

本計画の構成は、第２編を「地震災害対策」、第３編を「津波災害対策」、第４編を「東海地震に係る措置」、第５編を「その他の自然災害対策」とし、同編において風水害対策、火山災害対策及び雪害対策についてそれぞれ定め、第６編を「事故災害対策」とし、同編において海上災害対策、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、原子力災害対策、危険物等災害対策及び火事災害対策についてそれぞれ定める。

地震に伴う被害としては、主として揺れによるものと津波によるものとがあるところ、第２編には主として揺れによるものを、第３編には津波によるものを記述する。また、第２編には本計画全体を通じた共通対策を記述するものとし、原則として第３編、第４編、第５編及び第６編においては、第２編に定めるもののほか、特記すべき事項を定める。

第２章　実施方針

この計画は、平成７年１月の阪神淡路大震災、平成23年３月の東日本大震災及び近年の大規模災害における警察の活動を踏まえたものであり、その実施に当たっては、通常発生する地震、風水害、火山災害、事故災害はもとより、今後発生が予想される「首都直下地震」、「東海・東南海・南海の３連動地震」等の甚大な被害が予想される大規模災害にも的確に対処できるよう、警察各部門が相互に連絡を密にして一体的な活動を行うよう努めるとともに、他の機関の行う防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進に寄与するように努めるものとする。

第２編　地震災害対策

第１章　国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第１節　災害に備えての措置

国家公安委員会及び警察庁は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震による災害の発生に備え、以下の措置をとるものとする。

第１　情報収集・連絡体制の整備

１　情報伝達経路の多重化等

国家公安委員会及び警察庁は、大規模災害が警察の情報収集・連絡体制に重大な影響を及ぼす事態に備え、地方機関、都道府県警察及びその他の防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達経路の多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等に努めるものとする。その際、夜間、休日等においても的確に対応できる体制の確立を図るものとする。

２　多様な情報収集手段の整備

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察において機動的な情報収集活動が行えるよう、警察用航空機、警察用船舶、パトカー等の警察用車両その他の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を図るものとする。

第２　情報通信の確保

１　通信の確保

⑴　警察通信施設の整備

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生時においても通信が途絶することがないよう、以下の事項に留意して、警察通信施設の整備を図るものとする。

ア　映像伝送システムの強化
イ　警察移動通信システムの強化
ウ　警察基幹通信網の再編整備の推進
エ　無線中継所リンク回線等の更新整備の推進

⑵　電源の確保・耐震性の向上

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生時においても個々の施設の機能を維持するため、停電時における通信の確保のための非常用電源の確保及び警察通信施設の耐震性の向上に努めるものとする。

⑶　保全体制

国家公安委員会及び警察庁は、警察通信施設の定期点検を徹底し、障害の防止に努めるものとする。また、障害発生時においても早期に機能を復旧できるよう、平素から保全用物品の整備を図るものとする。

⑷　運用体制

国家公安委員会及び警察庁は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ災害時における運用体制を検討するものとする。また、災害発生を具体的に想定した実践的な通信訓練を定期的に実施するものとする。